

次期練馬区地域福祉計画の策定について

1 計画策定理由

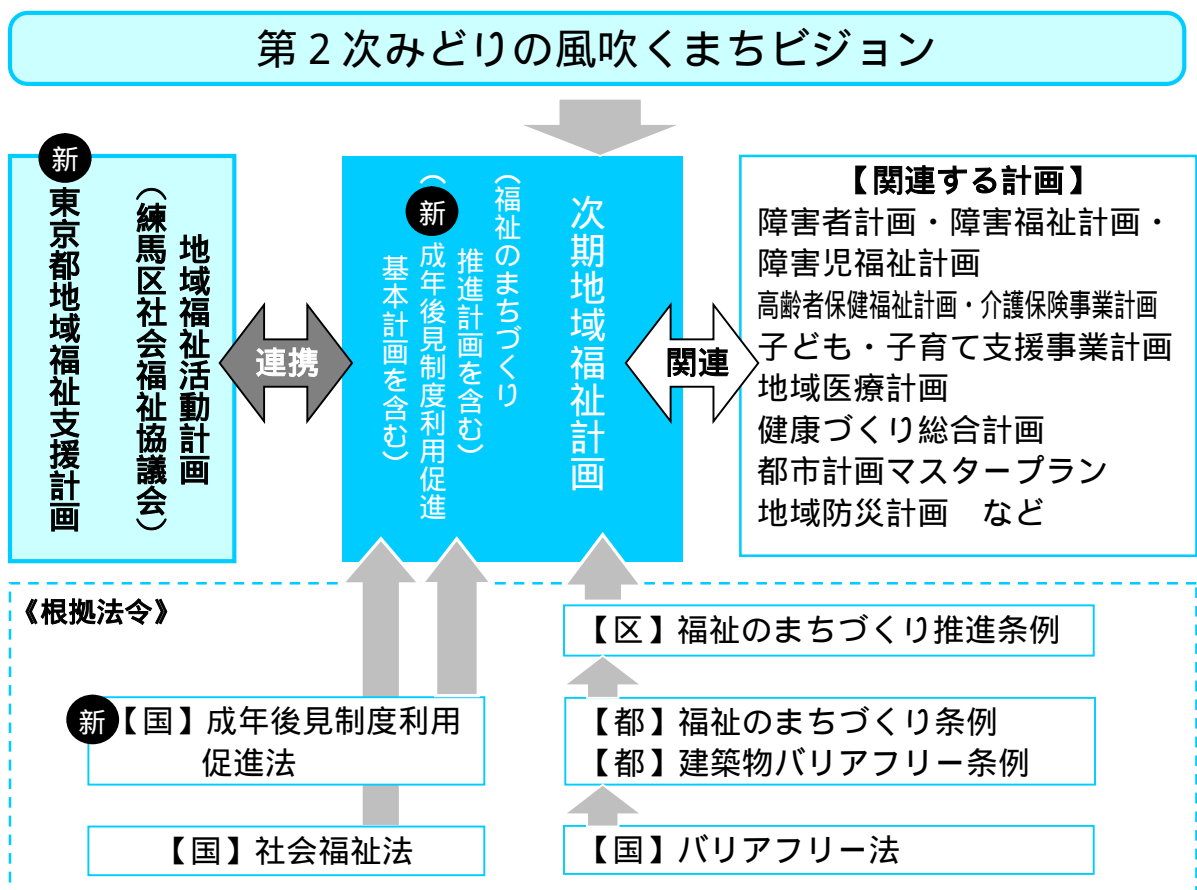
- 現行の「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）」の計画期間が平成 27 年度から令和元年度までであるため、次期地域福祉計画を今年度中に策定します。

2 計画期間

- 令和 2～6 年度の 5 年間で次期の計画期間とします。

3 計画の位置づけ

- 「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画
- 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- 成年後見制度利用促進法第 23 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- 練馬区福祉のまちづくり推進条例第 7 条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」



4 国および区の動向

(1) 練馬区第2次みどりの風吹くまちビジョン（平成31年3月策定）

区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決

区はこれまで、練馬の未来を語る会、ねりまちレポーターなどを実施し、協働の取組や区政への反映につなげてきました。今後、更なる取組を進め、「参加から協働へ」と深化させていきます。

成年後見制度の利用の促進

増加する認知症高齢者や障害者の権利擁護を更に進めるため、成年後見制度利用促進基本計画を策定するほか、練馬区社会福祉協議会において、新たに法人後見を開始し、成年後見による支援体制を強化します。

鉄道や駅周辺のバリアフリーの充実

区内のすべての鉄道駅には、エレベーターの設置等によりバリアフリー化された経路が1ルート整備されています。乗降客が多く、駅の構造上1ルートだけでは利便性を欠く光が丘駅や小竹向原駅について、鉄道事業者など関係者と協議し、2ルート目の整備を行います。

駅周辺では、駅と主要な公共施設を結ぶ経路について、駅・道路・施設の連続性に配慮したバリアフリー化に取り組みます。

(2) 改正社会福祉法の概要（平成30年4月施行）

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める。

市町村が福祉の各分野における共通事項を定めた地域福祉計画を策定するよう努める。

(3) 成年後見制度利用促進法（平成28年5月施行）

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。このことから法律が施行され、市町村には利用促進基本計画策定等の努力義務が定められました。

(4) 改正バリアフリー法の概要（平成30年11月施行）

新たに「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が理念として位置づけられたほか、ハード・ソフトの一体的な取組、心のバリアフリー推進や障害者等の参画による施策等の評価などが定められました。

(5) 練馬区公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン（平成30年8月策定）

全ての人々が安心、快適、自由に外出できる環境づくりのため、配慮すべき事項を具体的に示す手引書を策定しました。

5 計画の検討体制

